

2009年10月2日

株式会社 講談社フェーマススクールズ
代表取締役 村上 潔 様

適格消費者団体
特定非営利活動法人 消費者支援機構関西
理事長 榎 彰 徳
【連絡先（事務局）】担当：西島
〒540-0033 大阪市中央区石町
1丁目1番1号天満橋千代田ビル
TEL06-6945-0729/FAX06-6945-0730
メールアドレス info@kc-s.or.jp
ホームページ [http:// www.kc-s.or.jp](http://www.kc-s.or.jp)

お問い合わせ

当団体は、消費者団体訴訟制度の制度化を受けて、不当な勧誘行為や不当条項の使用の中止を申し入れたり、団体訴権を行使していくことを重要な活動内容として、関西地域の7府県の消費者団体や消費者問題に取り組む個人によって構成され、2005年12月3日に結成された消費者団体であり、2007年8月23日には、内閣総理大臣より消費者契約法第13条に基づく適格消費者団体として認定されました（組織概要についてはホームページをご参照下さい）。

さて、当団体に貴社の勧誘方法や中途解約の清算方法、及び契約条項に関する情報が寄せられ、当団体にて貴社の勧誘方法及び契約書約款等の内容について検討しております。

つきましては、貴社に対し、下記のとおり質問がございますので、本年10月16日までに文書でご回答いただきますようお願い申し上げます。

貴社よりご回答なき場合、あるいは「お問い合わせ」にご対応いただいたものの、当団体が相当と判断する解決に至らない場合、その時点における当団体の認識に基づいて、貴社に対し公開にて「申入れ」させていただく予定です。「申入れ」には、当団体が適格消費者団体として消費者契約法第12条に基づいて行う裁判外の差止請求を含む場合があります。公開での「申入れ」以降につきましては、当団体からの「申入れ」の内容及びそれに対する貴社からのご回答等、申入れ以降の全ての経緯とその内容を当団体ホームページ等で公表いたし

ます。また、「申入れ」時点で当団体の「お問い合わせ」の内容及び経過も当団体ホームページ等で公表いたします。

なお、このたびの「お問い合わせ」を機に、一度当団体の担当者と面会の上協議を行いたいとお考えの場合は、その旨上記の回答期限までにご連絡願います。貴社の誠実、真摯な対応を期待します。

当団体は、本「お問い合わせ」についてはお問い合わせを行っている事実も含めて非公開にて行っておりますが、本「お問い合わせ」を機に貴社が私どもとご協議いただき、その結果、契約書の改定等、一定の解決に至った場合には、解決に至った時点で、本「お問い合わせ」の内容及び経過・解決結果を当団体ホームページ等で公表させていただきます。

※詳しくは別添の「KC's の『お問い合わせ』『申入れ』事業における活動方針について」をお読みいただくとともに、ご不明な点はお問い合わせ下さい。

記（質問事項）

*下記の質問は、主に貴社が2006年6月時点で使用されている「美術通信教育講座学則書（クリエイティブ・アート・コース [特別専科]）」に基づきます。

1. 通信講座で指導されている講師、修了された有名インストラクター、美術家の氏名や活動状況を教えてください。
2. 応募者のうち、どの程度の割合で受講資格が与えられるのでしょうか。
3. イラストコンテストならびに講座の契約・解約などについて教えてください。
 - ① 年何回開催されていますか。
 - ② 1年あたりの応募者合計は何名ですか（過去3年度分の開催実績に基づく延べ人数、以下同じ）。
 - ③ コンテストによる審査の結果、講座受講資格を与えられたのは1年あたり何名ですか。
 - ④ ③で受講資格を与えられた方のうち、講座の案内を受けるのは1年あたり何名ですか。
 - ⑤ ④で講座の案内を受けた方のうち、現実に通信教育講座の契約を締結され

るのは1年あたり何名ですか。

⑥ ⑤で講座の契約をされた方のうち、契約を中途解約されるのは1年あたり何名ですか。

4. 貴社の通信教育講座の受講期間が、他の通信教育会社のような3か月でなく、3年という長期間とされている理由は何ですか。
5. 貴社の通信教育講座の受講資格について、美術通信教育講座学則書（2006年6月当時のもの）においては、「中学卒業以上及び同等の学力があると認められた者」（第6条③）と記載されていますが、貴社のホームページのFAQにおいては、「KFSの各コースは、中学生以上の方が受講できます」と記載されています。正しい受講資格はどちらですか。
6. 貴社の通信教育講座における中途解約者を含む全契約者（既に3年間の期間を満了した直近3年度分）の提出実績によれば、3年間の予定提出課題24点のうち、実際に提出された課題数は平均何点ですか。
また、在籍月数6か月の経過による平均失効課題数は何点ですか。
7. 本人の都合で受講しない指導・サービスが6か月単位で失効することを、契約時に説明されていますか。
8. 課題を提出する期間の延長が、1回だけ12か月単位（分割不可）で認められる理由は何ですか。
9. 地方在住者が現実に利用することのできない、添削室やカウンセリングルームの維持管理費として、「設備費」を全受講生から徴収する理由は何ですか。
10. 「添削指導などサービスを受講するための在籍期間の費用」である在籍授業料と別個に徴収される、DVD添削・課題添削期間整理券とは何ですか。「在籍期間の費用」の趣旨と併せてご説明下さい。
11. 中途解約時に在籍授業料を1か月単位でなく6か月ごとに清算する理由は何ですか。
これに対して、教科書代については受講生の進度に応じて、また設備費及びDVD添削・課題添削期間整理券について在籍期間に応じた清算をしない理

由は何ですか。

12. 全5巻の購入を予定される教科書代のうち、受講生が選択しない2専科分の教科書及び課題集は購入しないこともできますか。購入しないことができる場合、契約時にその旨の説明を行っていますか。
13. 美術通信教育講座学則書内の「退学通知書・退学決定通知書」の見本例において、入学金の記載はあるのに、受講生ごとに変動のない、教科書代、教材費・設備費（合計53万7600円）及び1期分在籍授業料7万4550円を記載していない理由は何ですか。
また、退学清算金について、学則書の本文内でなく、取扱規程内に定めをおいている理由は何ですか。
14. 貴社の退学清算金の計算方法（学則書取扱規程第9条）によると、契約者の負担する金額は、別添のグラフのとおりとなります。入学当初に、画材購入等の初期負担が必要になることは理解できますが、貴社の計算方法によると、入学後6か月以内に退学を申し入れた契約者は、3年間にわたって講座を受講した者の64.9%に上る経済的負担を課されることとなります。退学清算金の計算方法の合理性をご説明下さい。
15. 他のコースを含む最新の学則書をご提供下さい。

以上